

(参考1) 令和4年度 優先事項等 (豚、鶏 侵入防止優先案)

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	理由	時期
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<p>3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>① 必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。</p> <p>② 従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。</p> <p>4 記録の作成及び保管</p> <p>① 衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。)</p> <p>② 消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。</p> <p>16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>① 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている</p> <p>② 更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。</p> <p>17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p> <p>② 衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。</p>	相対的に遵守率が低い項目	令和5年9月末日まで
豚及びいのしし	<p>16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>② 更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。</p> <p>17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p> <p>② 衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚</p>	侵入防止対策の自主点検項目のうち、特に優先する項目	令和5年9月末日まで

	<p>染を防止するための措置を講じている。</p> <p>26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>② 更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。</p> <p>28 畜舎外での病原体による汚染防止</p> <p>② 家畜を畜舎間で移動する際、屋根、壁等により野生動物などによる病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みケージ、リフト等を使用している。</p> <p>③ 畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をしている。</p>		
<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<p>14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>② 更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。</p> <p>15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p> <p>② 衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。</p> <p>21 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用</p> <p>② 履替えを行う際に病原体が家きん舎に侵入することがないように、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、履替え前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。</p> <p>③ 家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。</p>	<p>侵入防止対策の自主点検項目のうち、特に優先する項目</p>	<p>令和5年9月末日まで</p>

(参考2) 年間指導スケジュール (令和4年度)

畜種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛等	放牧前の定期検査時に中小規模農場を中心に立入						定期検査時に中小規模農場を中心に立入			大規模農場の立入検査		
豚等	全農場立入による遵守状況の確認、改善指導											
	病原体侵入防止対策の自己点検 (3か月おきに報告)											
家さん	冬季までに100羽以上飼養の全農場立入による遵守状況の確認、改善指導											
	100羽以上の農場に死亡羽数、異常の有無について報告徴求 (毎週)											
	自己点検						病原体侵入防止対策の自己点検 (10月～翌年5月、1か月おき報告)					
馬	定期検査等に合わせて飼養状況を確認											

(参考3) 令和4年度 サーベイランススケジュール

実施期間は、年度内とし畜種ごとに国及び地域サーベイランスを実施する。

家畜 区分	対象疾病名	サーベイ ランス区 分	実施方法	
			検査対象	方法
牛	ヨーネ病	国・5条	・12か月齢以上の乳用雌牛及び肉用雌牛 ・種付けの用に供する雄牛 ・家保長が指定する牛	スクリーニング法 リアルタイムPCR ヨーニン検査
	伝達性海綿状脳症	国・5条	・牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項 に基づく届出の対象となる牛 ・家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規 定に基づく届出の対象となる牛	エライザ検査
	牛伝染性リンパ腫	地域	・地域の疾病動向を把握し指導するために検 査の必要がある牛	抗体検査、遺伝子検査
	牛ウイルス性下痢	地域	・地域の疾病動向を把握し指導するために検 査の必要がある牛	抗体検査、遺伝子検査
	アカバネ病	国・5条	・家保長が指定する牛	抗体検査
豚	オーエスキー病	国・5条	・家保長が指定する豚	抗体検査
	豚熱	国・5条	・家保長が指定する豚	抗体検査
	アフリカ豚熱	国	・地域の疾病動向を把握し指導するために検 査の必要がある豚	遺伝子検査
	豚流行性下痢	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必 要がある豚	抗体検査
	豚繁殖・呼吸障害 症候群、豚伝染性 胃腸炎	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必 要がある豚	抗体検査
鶏	ニューカッスル病 (種鶏)	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必 要がある種鶏	H I 抗体検査
	鶏マイコプラズマ 症	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必 要がある鶏 (種鶏)	凝集検査
	ニューカッスル病 (一般鶏)	地域	・地域の浸潤状況を把握するために検査の必 要がある鶏	H I 抗体検査
	鶏サルモネラ症	地域	・地域の発生状況を把握するために検査の必 要がある鶏	臨床検査、細菌検査
	鳥インフルエンザ	国・5条	・家保長が指定する鶏	抗体検査、ウイルス分 離、遺伝子検査
馬	馬パラチフス	地域・5 条	・繁殖の用に供する馬で、家保長が指定する もの ・種付けの用に供し、又は供する目的で飼育	凝集検査

			している雄馬	
	馬鼻肺炎	地域	・地域内の浸潤状況を把握するために検査の必要がある馬	抗体検査
蜜蜂	腐蛆病	地域・5条	・家保長の指定する蜜蜂	肉眼検査、その他必要な検査

家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施にあたっては、県報において告示し検査を実施する。実施期間は、年度内とし、ヨーネ病検査においては、肉用牛では2年、乳用牛では5年間で県内全ての地域で飼養する対象牛を検査するよう市町村と調整し実施する。また、馬パラチルス検査では、5年間で県内全ての地域の対象馬を検査するよう市町村を分けて実施する。